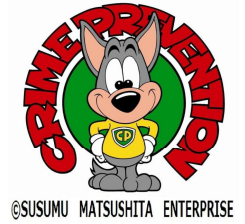


万引き防止のために

鳥取県鳥取大学附属中学校 1年 千葉 清十郎



私は今回、万引き防止のために出来ることを考えようと思いました。しかし、私は万引きを見たことがないので、考えるのは難しかったです。そこで、学校で配られた全国犯罪防止機構の「中一の保護者さまへ」という資料を見てみることにしました。

資料を見ると、万引きをする人たちには複雑な理由があることが分かりました。そして、万引きしてしまった人たちに、その後どのように対応していくかについても考えなければならないのだということも分かりました。そこで今回は、この両方に着目して、自分なりに考えていきたいと思います。

まずは理由について考えます。万引きをしてしまうということは、それなりに理由があるのではないかと。自分で思いついたものは、「スリルや成功、達成感を得たい」ということと、「お金がなくて困っている」というものでした。資料には、予想通りのことも書いてありましたが、それ以外にも「友達にやられていた」や、「何も感じなかった」ということも書かれていました。

「何も感じなかった」とはどういうことなのか。想像するのが難しかったので、母に分かるかどうか聞いてみると、母が昔見た万引きの様子を教えてくださいました。

母がスーパーマーケットで買い物をしていると、棚からとったお菓子を堂々と自分のカバンに入れている人がいたそうです。驚いてじっと見てしまったのに、その人は平気な顔をしていたので、母はこわくなって逃げてしまったそうです。多分その人はそうするのが当たり前で、何も感じなくて、捕まったとしても運が悪かったということくらい小さなこととしてとらえるのではないかと。母は、その時は若かったから怖くて逃げてしまったけど今はお店の人に言いに行けると言うとも言っていました。

これが母の見間違いであっても、私もその場にいたらきっと怖くて逃げていたと思います。

どうやったら万引きを防止することができるのか。私は万引きしているところを見てしまっても、止めに行けるような勇気はないので、その場で自分自身で止めることはほぼ無理だと思いました。そのため、そもそも万引きはどのような理由があってもしてはならない犯罪なのだと、普段からしっかり知らせておくことが必要なのではないかと思いました。

万引きは窃盗です。友達にやらせられていたとしても窃盗は窃盗です。そして、万引きを直接してないとしても万引きに関係あることをすると罪に問われ

ることがあります。その中の三つを説明します。

一つ目、見張りをすること。これをしてしまった場合は、万引きした人と見張った人が共犯として扱われます。

二つ目、盗ってくるように頼むこと。これをしてしまった場合は、指示した人が教唆犯、盗ってしまった人が正犯として両方に同じ刑が科せられます。

三つ目、万引きした物をもらうこと。これを受け取ってしまった場合は、盗品を受け取ったとして、盗品等無償譲受け罪となります。

つまり窃盗に協力した人も、頼んで窃盗をさせた人も、窃盗で手に入れたものを受け取った人も罪に問われます。頼まれても心を強く持って断ることが大切です。また、万引きしてきた物を受け取らないことも大切です。

もしそれでも万引きをしてしまった人がいたら、どのような対応をしていけば良いのでしょうか。私は、再犯を防ぐためにも、その人に寄り添うことのできる周囲の環境や社会を作る必要があると考えました。

悪いことをしてしまったとはいえ、その人に厳しい言葉はなるべくかけない方が良くと思います。本人が悪いことをしたと自覚していた場合、心と共に体調も崩れてしまうと思うからです。ただ、本人が悪いことを自覚していない場合は、その罪について理解させることも大切です。理解させた上で出来るだけ優しい言葉をかけることが最適だと考えます。そして、反省できる空間をつくり、反省する時間を与えることも大切だと思います。

そして、犯罪を犯したとしても、反省した後は社会に出ることができるようになることが必要であると考えました。過去を引きずるようなことはさせないように支えていくことが大切であり、出来るだけの福祉を社会が提供することが重要だと考えます。